

# 全国川ごみネットワーク 規約

## (名 称)

第1条 本会は「全国川ごみネットワーク」と称する。

## (所在地)

第2条 本会の事務所を東京都江戸川区東小松川3-35-13-204NICハイム船堀に置く。なお、この事務所を本会の所在地とする。

## (目 的)

第3条 本会は、関心のある団体および個人が連携し、川ごみ問題解決に向けた情報交換と協働による諸活動を行い、川の環境を保全していくことを目的とする。

## (活 動)

第4条 本会の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 川ごみ問題の解決に向けた活動
- (2) 上記に関するシンポジウム、学習会、講演会、意見交換会等の開催
- (3) 環境保全に向けた啓発および情報発信
- (4) 会員間の情報共有と連携活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (会 員)

第5条 本会員は本会の目的に賛同し、入会を申込んだ団体および個人をもって会員とする。

2 会員種別は以下のとおりとする。

- 正会員 本会の目的に賛同して入会した議決権を有する団体および個人  
賛同会員 本会の目的に賛同して入会した団体および個人

## (入会および退会等)

第6条 本会の会員となろうとする団体および個人は、所定の入会申込書を本会に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、もしくは、本会の目的に反する行為をした場合には、理事会の議決を持って除名することができる。

## (役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 理事 3名以上、15名以下  
監事 1名以上、2名以下  
代表理事 1名、副代表理事 1名

2 理事および監事は、総会において個人正会員または団体正会員の構成員の中から選任する。

- 3 代表理事、副代表理事は、理事の互選により選任する。
- 4 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。補欠による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

#### (役員の職務)

- 第8条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統轄する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。
  - 4 監事は、本会の事業、および財務を監査する。

#### (顧問)

- 第9条 本会に若干名の顧問を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
  3. 顧問は、本会の業務に関して代表理事の諮詢に応え、または代表理事に対して意見を述べることができる。

#### (総会)

- 第10条 総会は毎年1回開催する。但し、理事会において必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会は代表理事が召集し、その議長となる。
  - 3 総会には次の事項を付議する。
    - (1) 規約の変更
    - (2) 事業報告および決算
    - (3) 事業計画および予算
    - (4) 理事および監事の選任
    - (5) 解散
    - (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項
  - 4 総会は正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
  - 5 議事は、出席者の過半数をもって決する。規約の変更と本会の解散については、正会員総数の三分の2以上の賛成をもって決する。
  - 6 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 7 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす

#### (理事会)

- 第11条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
    - (1) 総会に付議すべき事項
    - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
    - (3) その他本会の運営に関する必要事項

- 3 理事会は、必要に応じて隨時開催する。その招集は代表理事が行う。
- 4 理事会は、理事総数の過半数の賛成を以て意思決定を行う。
- 5 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### (事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局長は、理事会の承認を経て代表理事が任免する。

#### (情報公開)

- 第13条 本会の規約、役員名簿、事業報告等は、書類を事務所備え置き並びに、インターネットにより公開する。ただし、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をする。

#### (会 計)

- 第14条 本会活動に要する経費は、会費、寄付金その他の収入により賄われる。正会員は毎年1回年会費を納入しなければならない。
- 2 年会費は、団体・個人とも一口2,000円以上とする。
  - 3 退会の場合は、会費の返却は行わないこととする。

#### (事業年度)

- 第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (細 則)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定める。

#### 附 則

- 1 本会の設立年月日は、平成27年8月7日である。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、設立の日から2016年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
- 4 この改定規約は、2017年3月4日から施行する。
- 5 この改定規約は、2018年6月12日から施行する。
- 6 この改定規約は、2021年5月18日から施行する。
- 7 この改定規約は、2023年5月30日から施行する。

#### (設立当初の役員は、次のとおりとする。)

- 理事 伊藤 浩子 (NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム)  
理事 金子 博 (一般社団法人 JEAN、NPO 法人パートナーシップオフィス)  
理事 亀山 久雄 (ふるさと清掃運動会実行委員会)  
理事 佐藤 正兵 (NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム)  
理事 佐山 公一 (全国水環境マップ実行委員会)  
理事 柴田 洋雄 (美しい山形・最上川フォーラム)  
理事 早田 和仙 (NPO 法人プロジェクト保津川)  
監事 菅谷 輝美 (新河岸川水系水環境連絡会)

(五十音順)